

会議録	
1 名称	第11期第1回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和6年5月20日（月）午前10時00分～11時17分
3 開催場所	江東区役所 7階 第71・72会議室
4 出席者	[第11期審議会委員] 猪瀬理恵、岩上浩之、江上千恵子（学識経験者）、 金子寿子、北島千絵、千葉瑛介、二郷正樹、 古谷英恵（学識経験者）、松山亜紀、持川雅憲、 山岸悦子 [区側] 総務部長 杉村勝利 人権推進課長 川辺雅嗣 男女共同参画係長 早川文愛 男女共同参画係員 羽生理江子、今井国康、久保勝広、 北方将斗 意識実態調査委託事業者 1名
5 議題	1. 開会 2. 審議会委員委嘱状の交付 3. 区長挨拶 4. 各委員自己紹介 5. 会長及び会長職務代理（副会長）の選出 6. 会長挨拶 7. 第11期審議会の運営について 8. 江東区男女共同参画に関する意識実態調査について 9. 閉会
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	資料1 第11期 江東区男女共同参画審議会委員名簿 資料2 江東区男女共同参画条例 資料3 江東区男女共同参画審議会運営要領

	資料４ 江東区男女共同参画審議会の会議傍聴に関する 取り扱いについて 資料５ 第１１期 江東区男女共同参画審議会スケジュール 資料６ 江東区長期計画（抜粋） 資料７－１ 江東区男女共同参画に関する 意識実態調査について 資料７－２ 令和元年度 男女共同参画に関する 意識実態調査票（区民） 資料７－３ 令和元年度 男女共同参画に関する 意識実態調査票（企業・事業所所） 資料７－４ 江東区男女共同参画に関する 意識実態調査報告書（概要版） 参考 第１０期第９回江東区男女共同参画審議会議事録
８ 摘要	欠席 委員４名 （磐田朋子、長田智之、木寺昌彦、櫻木晃裕）

【別紙議事要旨】

1. 開 会

【課長】 それでは、第11期江東区男女共同参画審議会の委嘱及び第1回審議会を始めさせていただきます。

このたび、令和6年4月1日付組織改正において、人権推進課と男女共同参画推進センターの事務分掌の見直しが行われ、江東区男女共同参画審議会の運営を江東区人権推進課が行うことになりました。私は、審議会の会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきます、江東区総務部人権推進課長の川辺と申します。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 審議会委員委嘱状の交付

【課長】 それでは、委嘱式に移りたいと思います。大久保江東区長より、委員になられる皆様方に委嘱状をお渡しいたします。

《 区長より出席委員一人ひとりに対し、委嘱状が交付された 》

3. 区長挨拶

【課長】 ここで、委員になられた皆様に大久保江東区長よりご挨拶をさせていただきます。

それでは、大久保区長、お願いいたします。

【区長】 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、第11期男女共同参画審議会委員の委嘱を快くお引き受けいただいて本当にありがとうございます。

先日、ある大臣の方が選挙応援の際に、その候補を女性が応援しようという意味で、「こどもを産まずして何が女性か」というような発言をされ、昔、女性を産む機械に例えた方の発言となぞらえてマスコミで話題となりました。もちろんその大臣はそういう意図でおっしゃったのではないということで、様々な意見も出ていますが、男女平等、男女共同参画。本当に区民の方お一人お一人が様々な状況にあり、また、様々な思いがあり、とても大切なことで、難しい問題だと考えています。

そのような中で、行政が進めようとしても、行政だけではその方向性を区民の方

にご理解をいただくのが難しい場面がございます。そういった中で委員の皆さんにご見識やご経験を活用していただき、行政に対してどうあるべきか、というところを議論していただき、それを行政が形にしていく。この分野について、行政も取り組んでおりますが、まだまだ遅れている部分もございます。その中で、江東区が進むべき方向性をぜひ委員の皆さんの活発な議論で示していただき、江東区と一緒にやってこの分野を進めていただければと思います。

大変に難しく、また、大切なお役目を引き受けていただいて、改めて御礼を申し上げます。任期期間中は行政と活発に意見交換していただき、皆さんと一緒に男女共同参画を推進することができますように、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、お願いを申し上げて、私の挨拶といたします。本日これからどうぞよろしく願いいたします。

【課長】大久保区長、ありがとうございました。

4. 各委員自己紹介

【課長】では、次に、委員の皆様から簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

それでは、お手元の名簿の順に、自己紹介をお願いいたします。

《 委員、一人ひとり自己紹介 》

【課長】委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、ここで大久保区長は他の公務より退席させていただきます。大久保区長、ありがとうございました。

【区長】ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

《 区長 退席 》

【課長】それでは、まず、私ども事務局を紹介させていただきます。

《 総務部長 自己紹介 》

【課長】その他、本日は、男女共同参画係の職員４名と江東区共同参画に関わる意識実態調査の委託先である株式会社タイムエージェントのスタッフの方が１名同席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会についてですが、本審議会の定足数は８名となっております。委員定数１５名のうち、本日は定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は記録のため録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際はマイクをお使いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。机上に配付させていただいておりますのが次第と資料１、席次表となっております。次第と資料１につきましては、お持ちいただいたものと差し替えをお願いいたします。そのほか、左上に「参考」と表示がある「男女用同参画ＫＯＴＯプラン２０２１ 概要版」と「男女用同参画ＫＯＴＯプラン２０２１ 本書」です。こちらの資料につきましては、会議終了後事務局が保管いたしますので、会議後は机に置いたままお帰りください。もう一つ、資料７－４という前回の意識実態調査報告の概要版も置いてあります。また、事前にお送りした資料としましては、次第、資料１から６、資料７－１から７－３、それから意見シート、第１０期第９回江東区男女共同参画審議会の議事録となっております。

５．会長及び会長職務代理（副会長）の選出

【課長】次に、本審議会の会長と会長の職務代理者の副会長を皆様の中から選出させていただきます。

まず、最初に会長の選出でございます。江東区男女共同参画条例の第１８条では、審議会の会長は「委員の互選により定める」と規定しております。皆様、どなたか会長に推薦したい方はいらっしゃいますでしょうか。

《 委員の互選により、会長には江上委員が就任 》

【課長】次に、会長職務代理者、いわゆる副会長の選出に移ります。こちらは条例の規定により「会長が指名する」とされており、江上会長には職務代理者であります副会

長2名の選出をお願いしたいと思います。

《 会長より櫻木委員、古谷委員が指名され、副会長が決定 》

【課長】これで正副会長が決まりました。それでは、江上会長、古谷副会長には席のご移動をお願いします。

【課長】それでは、これから審議会の議事に移りますけれども、本日は傍聴する方がいらっしゃいませんので、このまま審議会に入りたいと思います。

6. 会長挨拶

【課長】それでは、第1回の審議会の議事に先立ちまして、江上会長よりご挨拶をお願いします。

【会長】会長に就任ということで、よろしくお願いいたします。

審議会は自由闊達に、遠慮しないでどんどん意見を言っていただくということが大事だと思っております。

もう一言申し上げますと、前回の審議会は、区長から諮問があった後に区長が突然辞職するということがありました。新区長が選出され、答申したものが今のところ議会で議論中で、まだ成立に至っていないという状況です。

ただ、審議会としましては、淡々と皆さんが意見をおっしゃり、我々がよいと思うものを答申したのであって、それでよいのだと思います。今後も何があるかわかりませんが、本筋を変えないでやっていきたいと考えておりますので、皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

【課長】ありがとうございました。

なお、参考として前回の議事録を作成しております。本日の議事において意見がなければ、議事録を確定させていただきます。

それでは、前回の審議会の概要とご意見シートについてご説明いたします。まず、開会後に前回と前々回の審議会の内容についてご説明し、ご意見シートにつきましては、議事の中で審議会におけるご指摘と併せてご紹介しております。

議事1は、江東区版パートナーシップ制度の策定についてです。審議に入る前に、参考人の方の意見を再度お聞きし、性別の定義についてご議論いただいております。

その後、参考人の方には退席をお願いし、パブリックコメントの結果と答申案についてご説明、外国籍の独身証明や対象者の要件の表現、住所要件、利用可能なサービス、効果の明記、附帯意見に関するスケジュール等についてのご質問やご審議がございました。

次に、議事2の令和5年度男女共同参画推進事業実施状況報告についてご説明いたしました。ご説明後、男性DV電話相談やLGBT等電話相談についてのご質問がございました。

次に、議事3は、令和6年度の審議会活動予定についてご説明しております。

最後に議事4、その他において、議事1で提出した答申案の一部文言整理は会長と事務局に一任とし、答申とすることをご承認いただいております。

なお、去る2月6日に会長から区長へ答申をご提出いただきましたことをご報告いたします。

その他、事務連絡を何点か行っております。

最後に、審議会のご意見シートは、今回はございませんでした。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。江上会長、よろしくお願いいたします。

7. 第11期審議会の運営について

【会長】 それでは早速、議事に入ります。議題の7、「第11期審議会の運営について」、課長から説明をお願いいたします。

【課長】 第11期審議会の運営についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。11期の審議会委員の名簿になります。学識経験者の方が3名、団体等の推薦の方が8名、公募の方が4名となっております。また、今回この審議会の委員に初めて就任された方も7名いらっしゃいますので、まずは審議会について、その概要を簡単にご説明させていただきたいと思います。

(1) 審議会の目的・根拠

まず、審議会の目的・根拠についてです。この男女共同参画審議会は、区長の附属機関として、行動計画の策定や、男女共同参画社会の形成の推進に関わる重要な事項の調査・審議などを行うために設置された会議体でございます。

資料2をご覧ください。江東区男女共同参画条例です。第1章、総則から第5章

までございます。

5 ページ目をご覧ください。5 ページの下の方の第4章が男女共同参画審議会に関する規定となっており、第15条に基づき、区長の附属機関として設置されております。

6 ページをご覧ください。第16条に本審議会の所掌事項が定められております。まず、第1項で、審議会は区長の諮問に応じ、行動計画の策定等々でございます。本日、皆様にお配りした「男女共同参画KOTOプラン2021」は第9期の審議会に区長が諮問して、策定されたものでございます。計画の策定以外では、行動計画の施策の進捗状況等を管理、分析して、施策推進のための助言や提言をいただいております。

次に、資料3の江東区男女共同参画審議会運営要領をご覧ください。要領の第2条により、組織は15名以内の委員で構成し、内訳は記載のとおりとなっております。任期は、委嘱の日から2年以内の最終の3月31日までとして、再任を妨げません。

第3条より、事務局は今年度から総務部人権推進課において処理いたします。

第4条により、その他審議会の運営に必要な事項については、会長が審議会に諮って定めることとしております。

(2) 傍聴規定について

次に資料4、「江東区男女共同参画審議会の会議傍聴に関する取扱いについて」をご覧ください。本審議会は資料2の条例第19条で会議を公開するとございますので、一般の方の傍聴を可能とし、会議録も公開しております。

資料4は、会議傍聴に関する取扱いで、事前申込みより5名までの傍聴を可能としております。

(3) 第11期審議会スケジュール

資料5をご覧ください。本審議会の今年度のスケジュールでございます。令和6年度は5回の会議を予定しております。議題・案件につきましては現時点の予定でございます。国や都の動向等により追加・変更となる可能性もあることをあらかじめご了承ください。

本年度は、後ほどご説明しますが、来年度の男女共同参画行動計画策定の基礎資料として、意識実態調査を実施いたしますので、その調査内容についてのご審議を

中心にお願いいたします。

【会長】ただいまの課長のご説明は、初回ですので概略的な事項についてのご説明がありましたが、このことについて何かご質問やご意見はございますでしょうか。
なければ、本件については終了します。

8. 江東区男女共同参画に関する意識実態調査について

【会長】続きまして、議題8、「江東区男女共同参画に関する意識実態調査について」、課長からご説明をお願いします。

【課長】それでは、男女共同参画に関する意識実態調査についてご説明いたします。資料の7-1をご覧ください。

まず、1の調査目的は、令和8年度からの第8次男女共同参画行動計画の策定に向けて、今後の施策の方向性を検討するための基礎資料として活用するために実施するものでございます。

2の調査方法ですけれども、(1) 調査範囲は江東区全域で実施します。

(2) 調査対象は、調査票の回収率が減少傾向にございますので、今回は区民調査を3,500人、②の区内企業調査を1,500か所と、調査対象を増加する予定でございます。

(3) の調査方法は、調査票の配付は郵送で行い、回収は郵送とウェブの併用とし、調査期間中に礼状兼督促状を1回送付する予定でございます。

(4) 調査期間は令和6年9月下旬から10月上旬を予定しております。

2ページ目をご覧ください。3の調査設問項目ですけれども、前回の令和元年度の調査項目の概要を掲載してございます。なお、別添の資料7-2、7-3に前回の調査票を添付しておりますので、併せてご参照願います。今後、この項目を基に、審議会において調査内容を検討してまいりますので、審議会、またはご意見シートにおいてご意見を賜りたいと存じます。

それらのご意見を踏まえまして、次回の審議会には調査内容の事務局案をご提出する予定でございます。よろしくをお願いいたします。

【会長】次回、この件は議論するということですが、今の課長の説明についてご質問、ご意見はございますか。

【委員】対象について、満18歳以上とありますけれども、もう少し若い世代、学校などに

ご協力いただき、高校生・中学生ぐらいから意識調査をしたほうが、考え方がどう浸透し、どう理解しているのかを調査することができると思うのですが、いかがでしょうか。

【会長】事務局いかがでしょうか。

【課長】基本的には、今までは一応成人の方という形で、18歳以上という形であります。

他の区の例ですけれども、中学生対象というのもございました。議論にはなりましたが、今回は前回と同様、成人の方を中心に調査を行うという形で考えています。中学生対象、小学生対象になりますと、調査項目も内容等を新たに検討していかなければならないので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【委員】ありがとうございます。

【会長】ご検討をお願いしたいと思います。

【委員】調査対象が3,500人や1,500か所ということですが、これまでの調査でどれぐらいの回答率だったか、何件以上回答があると有効な調査になるかといった数字もお示しいただきたいと思います。

【会長】事務局、お願いします。

【課長】回収率、前回としては、区民調査は、2,400件のうち31.3%で、企業調査は対象1,200件で17.8%です。その前の平成26年は、区民調査件数が2,000件で38.2%。企業調査は1,000件で19.6%、その前の5年前の平成21年は、区民調査は2,000件で、45.6%、企業のほうは1,000件で30.4%という形で、毎回毎回少しずつ減ってきているので、今回、少し全体のボリュームを増やして意見をなるべく多くいただきたいという形で考えております。

どこまでが適正かというのは難しく、ある程度の回答件数があればよいという形ですが、多くの意見をなるべくいただきたいということで、この減少傾向に合わせて、今回は調査対象を増やしたという形になっております。

【委員】ありがとうございます。印象としては、区民調査のほうはまあまあかなという感じですが、企業調査の回答率がとても低いので、そこが何とかならないかと感じます。これは郵送しているのでしょうか。

【課長】区からの送付は郵送で、無作為抽出です。回答は今までは郵送のみでしたが、ウェブでも回答いただくことができるようにし、少しでも回収率が上がればよいと考

えております。

企業については、経済課で行っている景況調査というのが四半期ごとにございまして、その際にお願いや通知を入れるということがあります。そのほか、調査の途中で、お礼状と督促状、まだ出していない方はお出しくださいというような内容のお手紙を送るというような形を考えています。

今回、新しくウェブで回答を受けるという形なので、その結果は今後見てみないと分からないですけれども、回答率が上がることを期待しております。

【委員】ありがとうございます。ウェブで回答としても、郵送後ウェブから回答するという流れですね。分かりました。ありがとうございます。スマートフォンのアプリで通知を送るというようなことはまだ不可能なのでしょうか。

【課長】抽出した調査対象の方の送信先が分からないと送ることができないという理由があります。申請を受けてお返しするものではなく、送信先、アドレスを全部こちらで把握しているわけではないので、難しいと考えています。

【委員】ありがとうございました。

【委員】ほかにございますか。

【委員】調査目的のところに、「意識実態、行動実態などを把握し、今後の施策の方向性を検討する」とあります。以前、総務省の無作為の調査を受けたことがあったのですが、どういったものかが分からず、自分のプライバシーを外に出すことや、知らない方が何かをポストに入れるなど、最初は少し怖かった経験がありました。調査する側は当たり前の調査だと思っているかもしれませんが、受け取った方にも、今後の施策の方向性を検討して、例えば「こういうことを狙っているのですが、あなたは普段そういったことを考えていますか」、というような、自分事になるような質問にすることで、結果的にインクルージョンにつながっていくと思います。

この調査を、現在の30%を例えばこの3年以内に40%に上げたいとか、適正な数値目標を考えて、目指すようなものもこの中に欲しいです。

【委員】先ほどご意見出ましたけれども、やはり企業の回答率がすごく低いことが気になっています。

今、確かに紙でなくてウェブというのは大きな進歩かなとは思いますが、企業に関して申しますと、平成元年以降、女性活躍推進法の改定であったり男性育休の義務化であったりという、世の中の流れが変わり、企業に求められることも変わって

いると思います。実態がどのようになっているのかを社会の流れとともに把握するという意味で、経済課と協力していただいて、なるべく回答を多く集めるという努力をするのがよいのではないかと思います。また、企業がこのアンケートに回答してくれないにしても、啓蒙する機会だと捉え、今、世の中で求められている企業の役割はこういうことです、こういう変化がありました、実態はこうなっています、実態を江東区としても把握したいので、アンケートに協力をお願いします、とするなど、ただアンケートに協力してくださいというものではなく、世の中の流れや、期待されているというところをしっかりと伝える機会と捉えるということも大事なので、文言の工夫もできればよいのではないかと思います。

【副会長】私は、アンケート調査は専門ではなく、ノウハウは持っていないのですが、社会学専門の委員もおりますので、どのようにしたら回答率が上がるかというところをぜひご相談いただければと思います。

私の存じ上げている範囲で申し上げると、アンケート項目が多いと回答率は激減するということが言われています。今拝見したところ、自由記述を入れて31問あり、多いと思いますので、例えばアンケートに回答する前に、「このアンケートは何分で回答が終わります」と記載したり、URLを入れるのではなく、QRコードをつけたりするなどの仕組み作りから始めるのがよいと考えております。

【委員】会社で、アンケート調査を求められることが多々ございます。それに全部回答できないのは、副会長が言われたように、まず、質問項目が多くなると、調査目的が見えてこなくなり途中で嫌になってきてしまうというのが大きな原因です。「このアンケートは数分で終わりますので、ぜひご協力ください」というような文言があるとよいと思います。多くの質問で、多くの情報が欲しいとなるのも理解できるのですが、趣旨・目的をしっかりと定め、そこから外れないことが必要だと思いますので、そういったことを考えて質問の設定をすると、回答率が上がると思っています。

また、中小企業家同友会は全国組織になっており何かお力になれるものがあれば、積極的に事務局に働きかけていきたいと思いますので、ぜひお力にならせてください。

【会長】非常にありがたいご意見だと思います。

【委員】今、どのようにアンケート回答を増やすかという話だったのですが、少し考え方を変えて、こういう回答が欲しいので、そういった部分に合うような会社を抽出す

るというようなことは、恣意的になりよくないのでしょうか。

【課長】実態調査なので、今どのように企業や区民の方が考えているかについて調査をし、その回答に基づいて、来年度策定する計画の方向性を検討するものなので、基本的には様々な方の多様な意見をいただきたい、というのが事務局の考えです。

【委員】あまり偏った意見というのはよくないということですね。

【課長】そうですね。結果的に偏りがあるのはよいのですが、それを狙って調査をかけるということはしません。

【委員】分かりました。ありがとうございます。

【委員】自分は過去このアンケートに回答しており、先ほどほかの委員もおっしゃっていたように、個人情報抜き取られるのではないかと当初懸念していたのですが、個人情報は抜き取りません、との説明が記載してあったので、信頼して回答しました。アンケートの回答率を伸ばすに当たっては、先ほど皆さんがおっしゃられていたように、回答したものが区の活動にどのように活かされているのか、分かればより回答しやすいと思っています。

当時出産したばかりで、自分が回答することで、よりよい方向に変わってほしいという思いでアンケートに回答したことを記憶しています。

この3、4年の間で、区民目線で変わったこととしては、今まで区立幼稚園は2年保育がベースだったものが、南陽幼稚園や豊洲幼稚園で3歳児保育が始まったことなど、区立幼稚園がどんどんよくなっている。意識調査の意見が反映されているのかなと感じたことがあります。

どこに自分の意見が反映されて、どのようなよいことがあるのかというのが分かれば、より回答率が上がるのかと思います。

【会長】事務局の広報の仕方などが大事かと思います。

【委員】企業へのアンケートについて、男性従業員、女性従業員の取扱いが平等になっていますとか、女性従業員の活動のために取り組みを行っていますかという、項目があるのですが、このような問い掛けですと、取り組みを行っているところしかアンケートを返さないのではないか、と少し懸念されます。平等にできない理由、例えば女性従業員は子供のために休みがちになってしまうなど、様々な理由があるかと思うのですが、その理由等を書いてもらえる箇所などあれば、平等にするためには子育てについての支援をもっと拡充すべきなどというところにつながっていくの

ではないかと思います。設問の仕方をもう少し変えて、企業にとってもこのアンケートに意義を持たせるようなことができればよいなと考えました。

【会長】ほかにございますか。

【委員】私は、個人アンケートでは、例えば、暴力の種類の選択肢が多く記載してあることで、これも暴力なのだ、と考えたり、相談先の記載もあるので、様々なところに相談窓口があるのだと知ることができ、啓発にもなると感じました。

そのように読み進める中で、1点気になったのが6ページの後半の仕事についてです。こちらは恐らく性別役割分業や女性の仕事上の不利益などの差別意識を問いたい項目だと思うのですが、この回答項目の中に自分が選びたいものがありませんでした。この選択肢の底流に流れているのが、女性と子どもと結婚を結びつけ過ぎているような印象があり、せっかく項目をたくさん出しているのに、強いて言えば5なのですけれども、これでもなく、現段階としては、例えば、既婚、未婚、子供の有無に関わらず、職業を持ち続けるのは自由だと思う、と私はその他の欄に書くかな、と思うのですが、選択肢の中に自分が思っていることがなく、自治体がこの選択肢しか提示していないと、まだまだ自分の意見が反映されづらいのかなという印象を抱いてしまうような気がします。これ以上は項目を増やすのもよくないのかもしれないのですが、もし設問をつくるときは、この各項目、もっと違う書き方のものを増やしていただきたいと思いました。

【会長】確かに鋭い指摘だと思います。

ほかにご意見ありますでしょうか。

【委員】今後の施策の方向性を検討するという部分についてお伺いしたいです。施策はどんなかが決めないといけないので、その決め方もあると思います。ここに「区民の誓い」と書いてあるのですが、私はこれを拝見して、江東区は、例えば男女共同参画についてはこうなのだ、と。例えば、今18%なのを10年計画で50%超えを目指していますが、これだけ課題があります、というようなものが現実なのかなと思っています。課題は一人一人違いますし、会社によっても違うと思います。区民として考えるのであれば、ここを目指したい、というような目標が徐々に浸透していけたら私はうれしいと思っています。そのためには、先ほど申し上げたように、皆さんの持っている知識や経験を出していくということが、参加ではなくて参画なのだと思います。

私は参加という言葉はずっと使っていて、参画とは何だろうと思いました。たとえ間違っているとしても、自分はこう思い、こうしてほしいという意見を出し、それぞれの意見をすり合わせることで、我々の今の最適解を目指してきたからこそ、今みたいな多様な意見があるわけで、継続してきたことはすばらしいと思います。

変わり目で全部やり直しというのは難しいと思いますので、今指摘された項目についてどうしようかということをお話していければよいと思います。

【会長】ほかにございますか。

【委員】この男女共同参画に関する意識実態調査というものは、とても難しいなとお話を伺いながら思いました。この審議会でも、パートナーシップ、ファミリーシップの話などをしてきたので、男女とは言いながら、LGBTQの概念などがある中で、例えば、男女共同参画という言葉が適切なのか、全ての人が自分らしく働ける多様性を実現するためのアンケートというのが、恐らく本質的なのだと思います。

一方で、参画できていない女性などがいらっしゃることも事実で、それは女性活躍推進法なども今ある中で、しっかり見ていかなくてはいけないことで、かつ、過去との比較で、どのくらい施策が根付き、社会が変化しているのかということを確認する責任もあると思います。その部分を曖昧にして、全部LGBTQだから、男女という言葉を使うのもいかなものかとするのもとても極端だなと思うので、調査の継続性も担保しつつ、より適切な表現や、パートナーシップなども今提言する中で、調査の目的の表現がとても難しい状況にあるのではないかなと思っており、そのあたりの表現の仕方や位置づけということを慎重に表現する必要があるのではないかと思います。多分この次にそういったことを皆さんで議論していくのかとは思いつつ、多分、この文言の小さな変更で出すという感じには今回ならないのかなという思いもあり、考えました。

【会長】実態調査はずっと続けており、継続的に変化を見ていくという意味もあるので、確かに全てを変えることは難しいと思います。次回までに皆さんに考えていただき、より良い意見をいただければと思います。

ほかに何かご意見はございますか。

【委員】質問なのですが、継続的な調査ということは、この質問項目は変えてはいけない、また、必ず網羅しなければいけないというようなルールがあるのでしょうか。

【課長】行動計画にも目標値というのがあります。これには実態調査を基にしているのも

あるので、そこは変えたくないと考えています。これがないと、この目標値に対する経過が分からないという理由です。その他、特に目標値になっていないけれども、時代の流れなどがあるので、それを踏まえ、調査、意見をお聞きしたいという部分がありますので、今後作業していくことになります。

様々なご意見があつてよいと思います。ただ、先ほど申し上げたように、継続性がありますし、また、行動計画との関係もありますので、そのバランスを取りながら、また、項目が多いと回答しづらいというご意見を踏まえながら策定していきたいと考えています。

【委員】ありがとうございました。

【会長】ほかにございますか。

【委員】今の課長からの回答で、もし、例えば次回審議するときには、これは継続で目標値に含まれている項目、といったことを分かりやすく示していただけると、私たちとしても審議するときに、ここはあまり議論の余地がなく変えられない、ここは表現をもっと変えたほうがよいのではないか、というような議論ができてよいかもしれないと思いました。よろしくお願いします。

【会長】次回にはたたき台のようなものは出来ているのでしょうか。

【課長】本日のご意見とご意見シートの内容を踏まえ、次回はたたき台を作成しお見せします。

もちろん、たたき台ですので、ここは変えたくない、また、ここは変えましたというのも踏まえて、皆さんのご意見をお聞きしながら直してまいります。あと2回となりますが、次回、7月、8月にたたき台を出し、9月までの間で作っていきたいと考えています。

【会長】変えられない項目などを説明していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】今「男女共同参画KOTOプラン2021」を拝見したのですが、この資料はウェブなどで公開されているのでしょうか。

【課長】江東区のホームページで男女共同参画の計画で検索していただければ、ご覧いただくことは可能です。

【委員】分かりました。ありがとうございます。

【会長】分かりました。ほかにございますか。

それでは、これで本件については終了とします。

9. 閉 会

【会長】以上で本日の議題は全て終了しましたが、事務局から何かございますでしょうか。

【課長】事務局から2点ほどございます。

まず1点目は、本日お配りしました意見シートについてでございます。本日の審議会終了後にお気づきのことやご質問、ご意見がございましたら、意見シートにご記入の上、5月31日までに事務局へご提出ください。回答につきましては、次回の審議会でご報告させていただく予定でございます。

2点目は委員の皆様へのご連絡方法についてです。ご連絡は通常メールで行わせていただきますので、ご了承ください。

最後に、次回の審議会の日程でございます。第2回の審議会は7月1日月曜日、午前10時からとなります。場所は扇橋にあります男女共同参画推進センター、パルシティ江東となります。おおむね2週間前に通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】次回の審議会は7月1日午前10時からとなります。場所は男女共同参画推進センターで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

— 了 —